



答 申 第 948 号
令 和 3 年 6 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、令和3年6月25日付け神環事管第688号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

ごみ収集車両運行管理システムの導入について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 ごみ収集車両運転職員の点呼時における体温、血圧等のバイタルデータを収集し、分析評価による疲労状況の事前把握を行うこと、及び、ごみ収集車両の運行中にドライブレコーダーにより映像データを収集し、速度超過等危険運転の確認を可能にすることは、運転者に対する指導を強化し、交通事故を防止することに寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

ごみ収集車両運行管理システムの導入について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申 948

◎は条例第7条第3項に該当

【収集する情報項目】

- ◎カメラ映像 (パッカー車前方を通過またはすれ違う人物や車両等の画像等)
- ・GPS情報
- ◎運転手のバイタルデータ (体温, 血中酸素濃度, 血圧, 心拍, 脈波等)